

日本 EDA ベンチャー連絡会規約

令和 07 年 5 月 29 日第 4 版

日本 EDA ベンチャー連絡会規約

第1章 名称および事務所

(名 称)

第 1 条 本会は、日本 EDA ベンチャー連絡会（略称：JEVeC）とする。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都区内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 本会は日本の EDA の技術競争力を高めるため、会員相互の技術および事業協力を促進することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 企業や大学研究機関等における EDA 関連情報の整備およびネットワーク作り
- (2) EDA 関連事業の起業支援
- (3) 共同開発、共同受託、事業協力、技術提携の支援
- (4) 特許等知的所有権の相互利用の斡旋
- (5) 産学連携の強化：共同研究開発、新卒採用協力
- (6) 行政との情報交換窓口
- (7) 会報発行
- (8) その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 会 員

(会員の種別)

- 第 5 条 本会の会員は、正会員、準会員、賛助会員、学会会員および個人会員とする
2. 正会員は、日本国において法人番号を所有する団体またはその団体に所属する部門で、第4条に係る活動を行う団体で、本会の趣旨に賛同し入会するものとする。
 3. 準会員は、正会員の資格条件を満たさないが正会員から推薦をうけ、本会の趣旨に賛同し入会する団体とする。
 4. 賛助会員は、前2項、3項に該当しないもので、本会の趣旨に賛同する団体および個人とする。

5. 学会会員は、本会の趣旨に賛同する大学、企業等の研究機関または研究者とする。
6. 個人会員は、本会の趣旨に賛同する個人とする。

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、入会金および会費を負担しなければならない。
2. 入会金および会費については、総会の決議を経て別に定める。
3. 第 1 項により納付した入会金および会費は払戻ししない。

(除 名)

第 8 条 本会は、会員がこの規約に定める義務をおこたり、本会の名誉を傷つけ、また、第 3 条の目的に反する行動をしたときは、総会の議決を経て除名することができる。

(退 会)

第 9 条 会員は、次の事由により退会する。
(1)会員の退会希望
(2)会員たる資格の喪失
(3)除名
2. 退会し、または除名された会員は、この規約に定める権利を失ない、既納の入会金、会費その他の負担金の返戻を請求することができず、また、本会の資産に対し、何等請求することができない。

第 4 章 役員・顧問および事務局

(役 員)

第 10 条 本会の役員として理事 5 名以上 11 名以内および監事 2 名を置く。
2. 理事のうち 1 名を会長、若干名を副会長とする。

(会 長)

第 11 条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

(副会長)

第 12 条 副会長は、会長を補佐し会長が事故または欠員のときは、あらかじめ会長が定めた順位により、その職務を代行する。

(理 事)

第 13 条 理事は、規約の定めるところにより、その職務を執行するほか理事会を組織し、総会の決議にもとづき会務を執行する。

(監 事)

第 14 条 監事は、本会の財務および会計を監査する。

(役員の選任)

第 15 条 役員の選任は次のとおりとする。

理事および監事は、正会員中より総会において選任する。

但し総会の同意により、正会員以外の会員中からも選任することができる。

(役員の任期)

第 16 条 役員の任期は 1 ヶ年とする。但し、重任は妨げない。

(会長および副会長の選任)

第 17 条 会長および副会長は理事の互選による。

(役員の解任)

第 18 条 理事および監事で本会の役員として適当でないと認められるものは、その任期満了前にあっても総会の議決をもってこれを解任することができる。

(役員の補充)

第 19 条 理事および監事に欠員を生じたときは、次期総会においてこれを補充する。

2. 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第 20 条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

3. 顧問は、本会の運営方針その他に関し会長の諮問に答え、または意見を述べる。

(事務局)

第 21 条 本会の事務を処理するため事務局を置き、事務局に事務局長 1 名を置く。

2. 事務局長は、事務局を統括する。

3. 事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

4. 事務局の組織運営は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

第 5 章 会 議

(会議の種類)

第 22 条 会議は、総会および理事会とする。

(総 会)

第 23 条 総会は通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内にこれを開く。

3. 臨時総会は、会長または理事会が必要と認めたとき、もしくは正会員および準会員の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求されたときこれを開く。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

但し、会長に事故あるときは第 12 条の規定により、副会長がこれを行なう

ことができる。

2. 総会の招集は、会日の 14 日前までに日時、場所および目的である事項を記載した書面または電子媒体をもって会員に通知して行なう。

(総会の議決方法)

第 25 条 総会は、議決権を有する会員もしくは第 4 項に規定するその代理人の過半数が出席することにより成立する。

2. 総会における議決権は、1 正会員につき 1 個、1 準会員につき 1 個とする。
3. 総会の議事は、出席議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
4. 正会員および準会員は、総会への出席および議決権の行使を、委任状（書面または電子媒体）により代理人に委任することができる。

(総会の議決事項)

第 26 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 解散、合併および残余財産の処分
- (5) その他規約に定められた事項および会長が特に必要と認めた事項

(理事会の審議事項)

第 27 条 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する事項
- (2) 会務執行にかかわる重要な事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(理事会の招集)

第 28 条 理事会は、会長または理事の 3 分の 1 以上が必要と認めた場合、随時招集し、会長がその議長となる。

但し、会長に事故あるときは第 12 条の規定により副会長がこれを行なうことができる。

2. 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
3. 会長または理事の 3 分の 1 以上が必要と認めた場合、理事以外または会員以外の人を理事会に招聘する事ができる。

(総会および理事会の議事録)

第 29 条 総会および理事会の議事については、議事録を作成し、議長および出席会員 2 名が記名捺印するものとする。

(監 事)

第 30 条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(委員会)

第 31 条 会長は、本会の事業を遂行するため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て委員会を置くことができる。

2. 委員会の委員は、会長がこれを委嘱する。

第6章 資産および会計

(経費)

第 32 条 本会の経費は、次の資産をもってこれに充てる。

(1)会 費

(2)入 会 金

(3)寄附財産

(4)補助金または交付金

(5)事業に伴う収入

(6)資産から生ずる収入

(7)その他収入

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更および解散

(規約の変更)

第 34 条 規約の変更は、総会において出席議決権の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散および残余財産の処分)

第 35 条 本会の解散および残余財産の処分は、総会において出席議決権の3分の2以上の同意を得たうえ、行なわなければならない

第8章 付 則

第 36 条 規約を実施するために必要な細則の制定、変更または廃止は、理事会の議決を得て会長がこれを定める。

第 37 条 本会の設立当初の役員は、第16条の規定にかかわらず創立総会において選任し、その任期は第17条の規定にかかわらず、創立後最初の通常総会において選任された役員が就任するときまでとする。

以 上

日本 EDA ベンチャー連絡会規則

日本 EDA ベンチャー連絡会

2025 年 5 月 29 日改訂

この規則は、日本 EDA ベンチャー連絡会規約をうけ、本会事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

1. 入会金

本会の入会金は無料とする。

2. 年会費

- (1) 正会員 2 万円
- (2) 準会員 2 万円
- (3) 賛助会員 1 万円／1 口、2 口以上
- (4) 学術会員 無料
- (5) 個人会員 無料

注) 年度の途中から入会した会員の年会費も 1 年分とする。年度の途中で退会した場合、納入済みの年会費は返却しない。

附則 (2005 年 12 月 26 日)

設立当初の会計年度は設立日から 3 月末日までとし、年会費もそれに準じる。